

平成27年3月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(行ウ)第5号 政務調査費返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年2月26日

判 決

金沢市

原 告

金沢市広坂1丁目1番1号

被 告 金沢市長山野之義

同訴訟代理人弁護士 向 峰 仁 志

主 文

- 1 被告は、清水邦彦に対し、75万9881円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、横越徹に対し、2万4799円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、升きよみに対し、4147円を支払うよう請求せよ。
- 4 原告のその他の請求をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを8分し、その1を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、別紙議員目録の「議員」欄1ないし3, 6, 10, 12, 15ないし18, 21, 28, 32, 33記載の各相手方に対し、同目録「請求額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、別紙議員目録の「議員」欄4, 5, 7ないし9, 11, 13, 14, 19, 20, 22, 23, 25ないし27, 29ないし31記載の各相手方に対し、同目録「確定遅延損害金」欄記載の各金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、別紙議員目録の「議員」欄24記載の相手方に対し、4万0589円

及びうち3万9122円に対する平成23年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

1 本件は、金沢市の住民である原告が、別紙議員目録の「議員」欄記載の各金沢市議会議員（以下「本件各議員」という。）が平成22年度に交付を受けた政務調査費について、使途基準に違反する違法な支出がされており、本件各議員は金沢市に対して違法に支出された金額に相当する金員を不当利得として返還すべきであるのに、被告はその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件各議員に違法に支出された別紙議員目録「請求額」欄記載の各金員及びこれに対する不当利得の返還期限の翌日である平成23年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求めた（ただし、原告が支払請求を求めていた金員の全額ないし一部を本訴提起後に支払った者との関係では、不当利得の返還に代えて、支払をした日までの確定遅延損害金の支払を請求するよう求めた）事案である。

2 法令等の定め

(1) 地方自治法（平成24年法律第72号による改正前のもの）

ア 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない（100条14項）。

イ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（100条15項）。

(2) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（平成24年条例第90号による）

改正前のもの。以下「本件条例」という。甲2)

- ア この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、金沢市議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、当該議員に対し、政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする(1条)。
- イ 政務調査費は、金沢市議会の議員の職にある者(以下「議員」という。)に対して交付する(2条)。
- ウ 政務調査費は、各月の初日在職する議員に対し、月額18万円を四半期ごとに交付する(3条1項)。
- エ 議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない(8条)。
- オ 政務調査費の交付を受けた議員は、規則で定める政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、政務調査費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない(10条1項)。
- カ 収支報告書及び前項の添付書類(以下「収支報告書等」という。)は、前年度の交付に係る政務調査費について、毎年4月30日までに提出しなければならない(10条2項)。
- キ 市長は、政務調査費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該議員が当該年度において8条に規定する使途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる(13条)。
- ク この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める(15条)。
- (3) 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成25年規則第1号

による改正前のもの。以下「本件規則」という。甲2)

ア 条例第8条に規定する規則で定める使途基準は、別表に定めるところによる（5条）。

イ 規則5条の別表は別紙使途基準のとおり。

3 前提事実

(1) 原告は、金沢市の住民であり、本件各議員は、平成22年度に金沢市議会の議員の職にあった者である（弁論の全趣旨）。

(2) 本件各議員は、平成22年度に、それぞれ216万円（月額18万円の12か月分）の政務調査費の交付を受けた。本件各議員のうち、升きよみ（以下「升」という。）については13万0827円、平田誠一（以下「平田」という。）については58万3250円の残余が生じたので、両名は同額を返還した。その余の31名の議員については、政務調査費を充当することができる調査研究活動の対価であると議員が判断した支出が政務調査費の交付額である216万円を上回ったため、同額を超える部分については政務調査費を充当することができず、議員自らが負担したり（以下「自己資金」という。）、会派共用費を充てるなどした。議員ごとの自己資金の金額は、別紙議員目録「自己資金」欄記載のとおりである。

（以上につき、甲3の1ないし33、4の1ないし33、弁論の全趣旨）

(3) 原告は、平成24年4月6日、本訴において原告が被告に請求する内容を含む措置請求書を金沢市監査委員に提出し、政務調査費の支出について地方自治法242条1項に基づく住民監査請求を行い、これは同年4月25日に受理された（甲1）。

(4) 金沢市監査委員は、同年5月31日付で、措置請求書における原告の主張には全て理由がない旨の監査結果を原告に通知し、上記監査請求を棄却した（甲1）。

(5) そこで、原告は、同年6月27日、本訴を当裁判所に提起した（裁判所に顕

著な事実)。

(6) その後、本件各議員のうち、小阪栄進、秋島太、山本由起子、角野恵美子、栗森慨、松村理治、宮崎雅人、黒沢和規、上田章、苗代明彦、松井純一、森一敏、平田、増江啓、中西利雄、井沢義武、澤飯英樹、玉野道の18名（以下「本件全額返還議員」という。）は、原告が被告に対して支払請求するよう求めた金額（遅延損害金を除く。）の全額を、また、升は、7753円を金沢市にそれぞれ支払った。そこで原告は、本件訴えを、本件全額返還議員については、別紙議員目録「返還」欄記載の各金員に対する平成23年5月1日から前記の各支払の日まで年5分の割合による確定遅延損害金（別紙議員目録「確定遅延損害金」欄記載の各金員）の支払請求を求め、升については、4万0589円（原告が当初支払請求をするよう求めた4万6875円のうち支払がされていない金額である3万9122円及び支払があった7753円に対する確定遅延損害金である1467円の合計）及び3万9122円に対する平成23年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払請求を求めるものに変更した。

（以上につき、裁判所に顕著な事実、乙94ないし112、弁論の全趣旨）

第3 争点及び当事者の主張

1 広報費としてされている支出が本件使途基準に適合するか（争点①）

(1) 原告の主張

ア 議員の広報活動は、政務調査費を充当するのが相当な調査活動だけでなく、後援会活動としての意義をも有しているから、政務調査費を充当することができる金額は、議員が支出した広報費の2分の1にとどまるというべきである。

イ 下沢広伸（以下「下沢」という。）は、広報費として134万3615円を支出しているところ、下沢が作成した広報紙（甲5の1の①ないし⑫）には後援会員に対する宣伝の側面がある。したがって、前記の金額の2分の1

である 67万1807円は使途基準に適合しない支出である。

(2) 被告の主張

ア 本件使途基準は、広報費の例として、「広報紙、報告書等の印刷製本費及び送料、会場費等」を挙げており、原告が広報費に当たらないとしている支出も、本件使途基準の定める広報費に該当する。

イ 原告が指摘する広報紙は、いずれも地域住民への広報を目的とするものであり、後援会活動としての意義を有しているわけではないから、支出の一部にしか政務調査費を充當することができないものではない。

2 事務所費としてされている支出が本件使途基準に適合するか（争点②）

(1) 原告の主張

ア 別紙事務所費外支出一覧表記載の各支出は、そもそも事務所費として支出することが許される費目ではなく、本件使途基準に適合しない。

イ 清水邦彦（以下「清水」という。）の事務所賃借料（84万円）は、賃借料の支払先が、清水が代表社員を務める合資会社中乃湯清水旅館であり（乙64），正常な賃貸借とはいえないから、本件使途基準に適合しない。

ウ 安達前（以下「安達」という。）の事務所電気代のうち3908円（甲36の3）は、平成22年3月分の電気代であり、事務所賃借料のうち3万5840円（甲36の82）は平成23年4月分の賃借料であるから、いずれも平成22年度に交付される政務調査費を充當することができる支出ではなく、本件使途基準に適合しない。

エ 議員が開設する事務所は、調査研究活動の拠点であるというだけでなく、後援会活動や選挙準備活動の拠点としての意義も有しているから、政務調査費を充當することができる金額は、事務所費のうち合理的な割合にとどまるというべきであり、本件各議員の事務所費の按分処理には、以下のような問題がある。

(ア) 事務所費について基本的に按分充当をしていない議員、すなわち、川裕

一郎，久保洋子（以下「久保」という），田中展郎，田中仁，安達，木下和吉（以下「木下」という。）及び宮保喜一（以下「宮保」という。）は，事務所費の全部（甲8の3，12，17，21，28，32の1，33の1で赤色で表記した支出）について2分の1の按分充当をする必要があり，その範囲を超える政務調査費の使用は本件使途基準に適合しない。

(イ) 按分充当すべき事務所費は，光熱費，通信費，上下水道代金，賃借料等に限定されず，事務所費とされる支出の全てに及ぶ。したがって，事務所費の一部について2分の1ないし3分の1の按分充当をしている議員，すなわち，下沢，高岩勝人，大桑進（以下「大桑」という。），清水，福田太郎（以下「福田」という。），横越徹（以下「横越」という。），山野之義（以下「山野」という。），升は，その余の事務所費（甲8の1の1，2，6，10，15，16，18，24で赤色で表記した支出）についても同様の割合による按分充当をする必要があり，その範囲を超える政務調査費の使用は本件使途基準に適合しない。

オ 以上，本件使途基準に適合しない事務所費の議員ごとの合計は，別紙議員目録「使途基準に適合しないと原告が主張する金額」の「事務所費」欄記載のとおりである。

(2) 被告の主張

ア 原告の主張アについて

茶菓子代は，金沢市議会政務調査費運用の手引き（乙1。以下「手引き」という。）において事務所費の例として挙げられており，茶菓子代が事務所費に当たる趣旨からすれば，コーヒ一代，お茶代もまた事務所費に当たるというべきである。

久保の飲料水代は，久保が事務所として用いていた建物が古く，水道水も赤色があり，飲用するのが躊躇されたことから購入したものであり，事務所費に当たる。

モップのリース料及びトイレットペーパー代は、事務所の維持管理費として事務所費に当たる。

したがって、これらの費目は本件使途基準が定める事務所費に当たらないとの原告の主張は理由がない。

イ　原告の主張イについて

合資会社中乃湯清水旅館は旅館業を営む会社であるが、森本地区には適当な賃借物件が少なかったことから、清水は旅館施設内的一部に事務所を設置することとした。

近隣に賃貸物件が少なかったため、清水は旅館の施設利用料（日額300円、月額9万円）から光熱費等に相当する2万円を控除した7万円を賃料とした。

このように、事務所賃借に至る経緯や賃料決定の方法は合理的であり、自身が役員を務める会社に賃料を支払っているからといって、非正常な賃貸借契約であると批判されるいわれはない。

ウ　原告の主張ウについて

原告が指摘する各支出は平成22年度の政務調査費として処理すべきものではなかったので、安達は収支報告書を訂正した。これにより、安達が平成22年度に支出した政務調査費の総額は減少するが、その減少額は、安達が自己資金から支出した金額の範囲内であるから、政務調査費の返還義務は生じない。

エ　原告の主張エ(ア)について

原告が指摘する議員は調査研究活動専用の事務所を有しているから、事務所費について按分充当をする必要はないのであり、原告の主張は理由がない。

オ　原告の主張エ(イ)について

自宅が調査研究活動のための事務所を兼ねているなどの理由から、光熱費等については政務調査費を按分充当している議員であっても、専ら調査研究

活動に用いられている事務用品の購入費等についてまで按分充当をする必要はなく、原告の主張は理由がない。

3 人件費としてされている支出が本件使途基準に適合するか（争点③）

(1) 原告の主張

ア 議員が雇用する職員は、政務調査費を充当するのが相当な調査研究活動に当たらない業務をも行っているから、政務調査費を充当することができる金額は、人件費の2分の1にとどまるというべきである。

イ 木下、宮保は、それぞれ、73万7200円、62万6250円を人件費として支出し、その全額に政務調査費を充当している。

したがって、木下については36万8600円、宮保については31万3125円は、使途基準に適合しない支出である。

(2) 被告の主張

原告が指摘する議員は、専ら調査研究活動の対価として所論の人件費を支払っているのであり、支出した人件費の一部にしか政務調査費を充当することができないものではない。

4 本件各議員らに遅延損害金の支払義務があるか（争点④）

(1) 原告の主張

本件条例によれば、ある年度に金沢市議会議員ないし会派が交付を受けた政務調査費について不当利得が発生した場合または政務調査費を任意に返還する場合には、翌年の4月30日までに返還しなければならないというべきであり、平成22年度に交付された政務調査費に関する不当利得の返還または任意の返還に当たって、本件各議員らは平成23年5月1日からの遅延損害金を支払う義務がある（本件全額返還議員及び升にも、支払をした日までの確定遅延損害金が発生している。）。

(2) 被告の認否

原告の主張は争う。

5 本件各議員らが返還すべき金額（争点⑤）

(1) 原告の主張

前記1ないし3で原告が使途基準に適合しないと主張した支出額を合計すると、別紙議員目録「使途基準に適合しないと原告が主張する金額」の「合計」欄記載のとおりであり、これから、自己資金を控除した金額（同「請求額」欄記載のとおり）について、本件各議員には不当利得が発生している。

ただし、当初の請求額の全額を支払った本件全額返還議員には、別紙議員目録「確定遅延損害金」欄記載の金員の支払義務がある。また、当初の請求額の一部のみを支払った升には、不当利得（同「請求額」欄記載のとおり）と確定遅延損害金の支払義務の双方が発生している。

(2) 被告の主張

不当利得の計算に当たって自己資金を控除すべきことに異論はないが、本件各議員に不当利得ないし確定遅延損害金の支払義務が生じていることは争う。

第4 当裁判所の判断

1 前提

地方自治法100条14項は、政務調査費の交付につき、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」と定めており、その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤を充実させるため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものと解される。しかし、他方で、政務調査費は、議長が具体的に定める使途基準に従って使用されなければならず（本件条例8条）、市長は、議員が、その年度において交付を受けた政務調査費に係る支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（本件条例13条）とされていることに鑑みると、政務調査費の交付を受けた議員が政務調査費の本来の使途及び目的に違反する

支出をした場合、当該議員は、当該支出相当額の金員を保有する理由がなくなり、市長に対して不当利得返還義務を負うことになると解するのが相当である。

そうすると、議員に政務調査費の返還を求める場合には、不当利得返還請求訴訟の一般的な主張立証責任の分配に従って、原告において、返還を求める政務調査費の支出が、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費についての支出に当たらない（法律上の原因を欠く）ことの主張立証責任を負うと解されるところ、当該調査費の支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に違反する支出であることを推認させる一般的、外形容的な事実（以下「外形容的事実」という。）の存在を主張立証した場合には、返還を求められた議員の側において、当該支出が、政務調査費の本来の使途及び目的に適合する支出であることを立証しない限り、当該支出は、議会の議員の調査研究に資するため必要な経費について支出したものでないとの立証があったものと解するのが相当である。

2 広報費としてされている支出が本件使途基準に適合するか（争点①）について

（1） 総論

議員の広報活動のうち、地域の住民や有権者一般に向けた活動と、後援会員等の固定的な支持者に向けた活動とは性格を異にするものであり、議員が広報費を支出した広報活動が、政務調査費を充当することが相当な調査研究活動の一環としての広報活動だけでなく、後援会活動としての意義をも有しているとは当然には認められない。

したがって、広報費の支出について外形容的事実があるといえるかは、議員の個々の広報活動の内容や態様等に照らして、個別的具体的に判断すべきである。

（2） 下沢の広報費について

下沢が作成した広報紙等（甲5の1、乙90、91）の内容は、市議会傍聴の案内や、下沢も参加するシンポジウムの案内等であり、固定的な支持者を目標としない広報活動とみても不自然ではないから、外形容的事実があるとは認めると足りない。したがって、下沢が支出した広報費に本件使途基準に適合しな

い部分があるとはいえない。

3 事務所費としてされている支出が本件使途基準に適合するか（争点②）について

（1）別紙事務所費外支出一覧表記載の各支出について

原告は、そもそも①コーヒー、お茶、茶菓子代、②宅配飲料水代、③清掃器具のリース代、④トイレットペーパー代についてはそもそも事務所費に該当しないから、その全額が本件使途基準に適合しない支出であると主張する。

そこで検討するに、本件使途基準における事務所費とは、議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費をいい、本件使途基準はその例として、事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費または賃借料を挙げている。さらに、手引きは、事務所費の例として、a 事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料、b 事務所通信費（電話代、テレビ受信料、インターネット料金等）、c 事務所内の会合等において提供される茶菓子代、d その他の雑費（事務用品、消耗品）を挙げているところ、本件使途基準が事務所費に政務調査費を充当することができるとした趣旨が、事務所が議員の調査研究活動の拠点であることに鑑み、その整備を適切になさしめるにあると解されることに照らすと、手引きが挙げる a ないし d の支出項目が、事務所費として不当であるということはできない。

このような観点から、原告が問題とする支出項目をみると、①は c、③、④は d に該当し、事務所費に当たるといえるものである。また、②については、事務所費としてコーヒ一代等を支出することが許されることとの均衡からすると、不当な支出であるといえない。

したがって、これらの支出の全額が本件使途基準に適合しないとの原告の主張は採用できない（もっとも、以上の議論は、これらの支出の全額が本件使途基準に適合しないとはいえないというにとどまり、按分充当する必要があるか否かは別途問題になるものである。）。

(2) 清水の事務所賃借料について

ア 証拠（甲3の10, 4の10, 18の1ないし4, 18の6ないし13, 乙12, 64）及び弁論の全趣旨によれば、清水は自身が代表社員を務める合資会社中乃湯清水旅館の一角（玄関横事務所の一部）に事務所を設置していたこと、清水は同事務所の賃料として84万円（月額7万円）を合資会社中乃湯清水旅館に支払い、その全額に政務調査費を充当したことが認められる。

合資会社中乃湯清水旅館の代表社員は清水であり、事実上、清水が随意に賃料を設定できること、議員が調査研究活動をする拠点として温泉施設が適切であるか疑問があることに照らすと、当該支出には外的的事実がある。

被告は、清水の事務所賃借料は合理的な計算方法に基づいて算出されたものである旨主張する。しかし、証拠（乙64）によれば清水が賃借していた事務所の面積は10平方メートルしかなく、月額7万円という賃料は高額といわざるを得ないから、当該支出が政務調査費の本来の使途及び目的に適合するものであるとの反論反証に成功したとは認められない。

イ そうすると、清水の事務所費84万円は本件使途基準に適合しない。

(3) 安達の事務所電気代について

原告が指摘する事務所電気代3908円（甲36の3）及び事務所賃借料3万5840円（甲36の82）の合計3万9748円について、平成22年度の政務調査費を充当できる支出として適切でない（支出することができる年度が異なる。）ことを被告は争っていない（ただし、被告は、安達に利得が生じていない旨を主張しているものである。）。

(4) 調査研究活動専用事務所であることの認定について

ア 原告は、事務所費について全く按分充当をしていない議員は、事務所費の全部について2分の1の按分充当をする必要がある旨主張するが、その趣旨は、議員の活動は政務調査費を充当することができる調査研究活動とそれ以

外の活動とが渾然一体になっているから、専ら調査研究活動のために利用される事務所が存在するか疑問であり、按分充当することなく事務所費に政務調査費を支出すること自体が外形的事実に当たるというものであると解される。

そこで検討するに、手引きは、政務調査費の充当が認められる事務所を議員1名につき1箇所に限定した上で、充当を認める事務所の形態（事務所が兼ねる機能）に応じて、充当の上限額を定めている。手引きにおけるこのような定めは、政務調査費が無制限に事務所費に使用されることを防ぐ意味では合理的であるといえるところ、手引きは調査研究活動専用事務所について、光熱費等の全額を政務調査費から充当できると定めているのであり、専ら調査研究活動のために利用される事務所が存在することを想定している。また、前記のとおり、政務調査費を充当することができる事務所が1箇所に限られていることからすれば、議員が複数の活動拠点を有する場合などに、そのうち1箇所を調査研究活動専用事務所と見立てて、その事務所費の全額を政務調査費から支出したとしても、手引きの解釈として不合理とまではいえない。

確かに、地方議会の議員の活動は多岐にわたり、その中には、政務調査費を充当することが相当な調査研究活動と、それ以外の活動とが含まれていると解され、議員が活動の拠点となる事務所を有している場合、当該事務所で行われている政務調査費を充当することが相当な活動とそれ以外の活動とが截然と区別されているかについては疑問とする余地もある。しかしながら、政務調査費の交付を受ける議員において、前記の2つの活動を截然と区別していること（たとえば、当該事務所が専ら調査研究活動のために用いられており、それ以外の活動は専ら別の拠点で行っていること）を立証することも、そのための立証方法を容易に想定し難いところであり、このような立証の負担を、具体的な不審事由に対する反証という形ではなく、一般的抽象的に議員に課すことは、被告に過剰な応訴負担を強いることにもなりかねない。

これらの事情を踏まえると、政務調査費が充当されている事務所が調査研究活動専用事務所であるか否かが争われる場合には、原告において、当該事務所が調査研究活動専用事務所ではないことを示す外形的事実を具体的に主張立証する必要があるというべきであり、単に調査研究活動専用事務所とされる事務所の事務所費に政務調査費が按分されることなく使用されているというだけでは、外形的事実があるとはいえない。

イ 以上を前提とすると、原告が前記アの外形的事実を具体的に主張立証しているとはいえず、原告の主張は理由がない。

(6) 事務所費である事務用品等の購入費等の按分充当の要否について

ア 手引きが按分充当を要するものとして明示する事務所費は、事務機器等の備品の他、光熱費、通信費、上下水道代金、賃借料であるが、要するに、繰り返し利用することができるため用途の限定ができないとか、用途に関係なく建物の利用に伴って不可避的に発生するなどの理由により、調査研究活動に利用される分とそれ以外の分とを区別して調達することが困難な便益に対する支払について按分充当を求めるのが、その趣旨と解される。

これに対して、文房具、コピー用紙、インク等の日常品、消耗品については、調査研究活動に利用される分とそれ以外の分とを区別して調達する（領収書の発行を受ける）ことが困難であるとは認められないから、政務調査費が充当された調達費用が調査研究活動に利用された分のみならず調査研究活動以外に利用された分も含んでいるとは当然には認められないであり、その調達費用が按分充当されていないことだけをもって外形的事実があるということはできない。

そこで、調査研究活動のための事務所を自宅（の一区画）に設置していたり、他の活動と兼用の事務所を設置している議員（被告の主張によれば、下沢、大桑、福田、横越、山野、升の各議員）が支出した事務所費のうち、原告が按分充当を要すると主張する支出項目について、調査研究活動目的とそ

れ以外の活動目的とによる可分的な調達が困難であるのに政務調査費の按分充当がされていない支出項目があるか検討すると、下沢の蛍光灯代金1940円（甲9の1の6）、横越のビデオカメラ代金5万1620円（甲24の28）、プリンターデ金2万1800円（甲24の46）、灯油代金計1万9716円（甲24の44、24の48、24の55、24の58、24の59）、蛍光灯・電球代金6200円（甲24の52）、山野のサーバー費用6315円（甲26の12）、升のマイクロソフトオフィス代2万3800円（甲32の6）についてはこのような支出項目に該当するというべきであり、外形的事実が認められる（その余の支出項目については、日常品、消耗品の部類に属し、外形的事実は認められない。）。

これらの支出項目について、専ら調査研究活動に関する支出である旨の適切な反論反証はなく、これらの支出のうち2分の1を超える範囲（下沢につき970円、横越につき4万9668円、山野につき3157円、升につき1万1900円）は使途基準に適合しないものと認められる。

4 人件費としてされている支出が本件使途基準に適合するか（争点③）について

ア 議員が一定の事務を担わせるために雇用契約等を締結する場合、政務調査費を充当することが相当な調査研究活動と、それ以外の活動（後援会活動、選挙対策活動など）とを区別して、前者に限って雇用契約の目的とすることは格別困難なことではなく、人件費に政務調査費が充当されている雇用契約等の目的に、政務調査費を充当することが相当でない活動が含まれているとは当然にはいえない。

したがって、政務調査費が充当されている人件費が政務調査費を充当することができない活動に対する対価を含んでいるか否かが争われる場合には、原告において、政務調査費を充当することができない活動に対する対価が政務調査費から支払われたことを示す外形的事実を具体的に主張立証する必要があるというべきであり、人件費の全額に政務調査費が充てられているというだけで

は外形的事実があるとはいえない。

イ そこで検討するに、木下、宮保とも、その支出した人件費が著しく高額であるというような事情もなく、その他の外形的事実の立証があるともいえないから、原告の主張は理由がない。

5 本件各議員らに遅延損害金の支払義務があるか（争点④）

前記の通り、政務調査費の支出が使途基準に適合しないときに会派又はその所属議員が負う返還義務の法的性格は不当利得返還義務であると解されるのであり、これは期限の定めのない債務（民法412条3項）に当たる。

したがって、政務調査費の返還義務を負う議員は、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金を支払う義務を負わないところ、本件で返還義務を負う議員（後記6）が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠はないから、遅延損害金は生じない。

原告は、本件条例10条2項を根拠に、平成23年5月1日が遅延損害金の起算点であると主張するものと解されるが、返還の原因が不当利得であるか任意であるかを問わず、同条同項が、政務調査費を返還する際の履行期をも定めた規定であると解することはできない。

6 本件各議員らが返還すべき金額（争点⑤）

前記5までによれば、本件使途基準に適合しない支出の金額は、別紙議員目録「使途基準に適合しないと裁判所が判断した金額」の「合計」欄のとおり、下沢につき970円、清水につき84万円、横越につき4万9668円、山野につき3157円、升につき1万1900円、安達につき3万9748円である。また、前記5によれば、本件各議員は任意に支払をした者も含めて、遅延損害金の支払義務を負わない。

上記の6名については、自己資金（下沢につき17万3229円、清水につき8万0119円、横越につき2万4869円、山野につき3372円、升につき0円、安達につき12万4215円）及びその後の支払（升につき7753円）

を控除した金額について、不当利得に基づく返還義務が生じるものである。その金額は、別紙議員目録「認容額」欄記載のとおり、清水につき75万9881円、横越につき2万4799円、升につき4147円となる（なお、下沢、山野及び安達については、本件使途基準に適合しないとされた支出額が自己資金を下回っているから、利得が生じておらず、返還義務は存しない。）。

7 結論

以上のとおりであるから、原告の請求は、清水に対し75万9881円、横越に対し2万4799円、升に対し4147円の支払を請求するよう被告に求める限度で理由があるが、その余についてはいずれも理由がない。

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 藤田昌宏

裁判官 千葉沙織

裁判官 太田健介

(別紙) 議員目録

| | | 使途基準に適合しないと原告が主張する金額 | 人件費 | 合計 | 自己資金 | 返還 | 請求額 | 確定運送損害金 | 広報費 | 事務所費 | 人件費 | 合計 | 自己資金 | 認容額 |
|----|-------|----------------------|---------|---------|---------|----|-----------|---------|---------|------|-----|---------|---------|---------|
| 1 | 下沢広伸 | 671,807 | 24,282 | 696,089 | 173,229 | | 522,860 | | 0 | 970 | | 970 | 173,229 | 0 |
| 2 | 高岩勝人 | 239,001 | | 239,001 | 24,892 | | 214,109 | | 0 | 0 | | 0 | 24,892 | 0 |
| 3 | 川裕一郎 | 380,490 | | 380,490 | 63,735 | | 316,755 | | 0 | 0 | | 0 | 63,735 | 0 |
| 4 | 小阪栄進 | | | | | | 717,772 | | 136,081 | | | | 0 | 0 |
| 5 | 秋島大 | | | | | | 409,838 | | 77,588 | | | | 0 | 0 |
| 6 | 大桑進 | 20,277 | 9,694 | 20,277 | 10,583 | | 0 | | 0 | 0 | | 0 | 9,694 | 0 |
| 7 | 山本由起子 | | | | | | 40,936 | | 7,761 | | | | 0 | 0 |
| 8 | 角野恵美子 | | | | | | 320,185 | | 60,703 | | | | 0 | 0 |
| 9 | 栗森帆 | | | | | | 6,320 | | 1,196 | | | | 0 | 0 |
| 10 | 濱水邦彦 | 840,033 | 80,119 | 840,033 | 80,119 | | 759,914 | | 840,000 | | | 840,000 | 80,119 | 759,881 |
| 11 | 松村理治 | | | | | | 205,773 | | 39,012 | | | | 0 | 0 |
| 12 | 久保洋子 | 411,429 | 30,975 | 411,429 | 30,975 | | 380,454 | | 0 | 0 | | 0 | 30,975 | 0 |
| 13 | 宮崎雅人 | | | | | | 378,433 | | 71,746 | | | | 0 | 0 |
| 14 | 黒沢和規 | | | | | | 28,929 | | 5,488 | | | | 0 | 0 |
| 15 | 福田太郎 | 65,629 | | 65,629 | 30,790 | | 34,839 | | 0 | | | | 0 | 0 |
| 16 | 横越徹 | 298,444 | | 298,444 | 24,869 | | 273,575 | | 49,668 | | | 49,668 | 24,869 | 24,799 |
| 17 | 田中辰郎 | 400,846 | | 400,846 | 48,189 | | 352,657 | | 0 | | | 0 | 48,189 | 0 |
| 18 | 山野之義 | 28,028 | | 28,028 | 3,372 | | 24,656 | | 3,157 | | | 3,157 | 3,372 | 0 |
| 19 | 上田章 | | | | | | 1,220,651 | | 231,422 | | | | 0 | 0 |
| 20 | 苗代明彦 | | | | | | 1,040,198 | | 196,925 | | | | 0 | 0 |
| 21 | 田中仁 | 452,660 | 75,523 | 452,660 | 75,523 | | 377,137 | | 0 | 0 | | 0 | 75,523 | 0 |
| 22 | 松井純一 | | | | | | 341,882 | | 64,817 | | | | 0 | 0 |
| 23 | 森一敏 | | | | | | 100,074 | | 18,972 | | | | 0 | 0 |
| 24 | 升きよみ | 46,875 | 46,875 | 0 | 7,753 | | 39,122 | | 1,467 | | | 11,900 | 11,900 | 4,147 |
| 25 | 平田誠一 | | | | | | 14,452 | | 2,735 | | | | 0 | 0 |
| 26 | 増江啓 | | | | | | 364,058 | | 68,871 | | | | 0 | 0 |
| 27 | 中西利雄 | | | | | | 53,085 | | 10,064 | | | | 0 | 0 |
| 28 | 安達前 | 456,047 | 124,215 | 456,047 | 124,215 | | 331,832 | | 39,748 | | | 39,748 | 124,215 | 0 |
| 29 | 井沢義武 | | | | | | 429,122 | | 81,356 | | | | 0 | 0 |
| 30 | 澤鍋英樹 | | | | | | 33,196 | | 6,263 | | | | 0 | 0 |
| 31 | 玉野道 | | | | | | 141,030 | | 26,737 | | | | 0 | 0 |
| 32 | 木下和吉 | 600,000 | 368,600 | 600,000 | 368,600 | | 70,210 | | 898,390 | | 0 | 0 | 70,210 | 0 |
| 33 | 宮保壹一 | 686,277 | 313,125 | 686,277 | 313,125 | | 127,390 | | 872,012 | | 0 | 0 | 127,390 | 0 |

(別紙) 使途基準

| 項目 | 内容 |
|-------|--|
| 研究研修費 | 議員が研究会若しくは研修会を開催するために要する経費又は議員が他の団体の開催する研究会若しくは研修会に参加するために要する経費 (例) 会場費, 講師謝金, 出席者負担金, 交通費, 旅費, 宿泊費, 研究会又は研修会に伴う懇談会に係る会費等 |
| 調査旅費 | 議員の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (例) 交通費, 旅費(海外旅費を含む。), 宿泊費等 |
| 会議費 | 議員の行う各種会議に要する経費 (例) 会場費, 機材借上費, 資料印刷費, 会議に伴う懇談会に係る会費等 |
| 資料作成費 | 議員の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 (例) 印刷製本費, 翻訳料, 事務機器の購入費又は賃借料等 |
| 資料購入費 | 議員の行う調査研究活動のために必要な図書, 資料等の購入に要する経費 |
| 広報費 | 議員の調査研究活動, 議会活動及び市政に関する政策等についての広報活動に要する経費 (例) 広報紙, 報告書等の印刷製本費及び送料, 会場費等 |
| 広聴費 | 議員が市民からの市政及び議員の政策等に対する要望又は意見を広聴するための会議等に要する経費 (例) 会場費, 印刷製本費, 茶菓子代等 |
| 人件費 | 議員の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費 |

| | |
|--------|---|
| 事務所費 | 議員の行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (例) 事務所の賃借料及び維持管理費、備品購入費、事務機器の購入費又は賃借料等 |
| 会派共用費 | 所属する会派等において議員が共同で使用する物件に要する経費及び共同で行う事業に要する経費 (例) 事務機器の購入費又は賃借料、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費等 |
| その他の経費 | 上記以外の経費で議員の行う調査研究活動に必要な経費 (例) 携帯電話の利用料金、自動車の燃料費又はリース料等 |

(別紙) 事務所費外支出一覧表

| 議員 | 費目 | 証拠番号 | 金額 |
|------|-------------|---|---------|
| 大桑 | お茶 | 甲14の4, 8 | 1580円 |
| | コーヒー豆 | 甲14の9 | 1564円 |
| 久保 | アクアマジック飲料水代 | 甲20の1, 2, 10, 12, 1 7, 20, 25, 29, 30, 35, 38, 42, 49, 55, 58, 6 5, 72, 78 | 4万2000円 |
| | コーヒー他 | 甲20の3 | 1244円 |
| | お茶代 | 甲20の50 | 1036円 |
| 横越 | お菓子代金 | 甲24の1, 15, 21, 30, 63, 64, 66, 70, 71, 7 3, 74, 76 | 9万0048円 |
| | ダスキンリース料金 | 甲24の6, 9, 14, 19, 2 3, 26, 32, 43, 47, 5 4, 57, 61 | 1万0704円 |
| | トイレットペーパー代金 | 甲24の7, 29 | 9600円 |
| 田中展郎 | お茶代金 | 甲24の62, 65, 67ない し69, 72, 75, 77 | 5万2272円 |
| | 茶菓子代金 | 甲25の1, 12, 39, 61 | 9523円 |
| | お茶代金 | 甲25の5, 93 | 5880円 |

これは正本である。

平成27年3月26日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 角谷 浩二